

一宮市国民健康保険運営協議会委員 募集要項

一宮市では、国民健康保険事業の運営に関する意見交換や、市長からの諮問に対する審議、市長への意見の具申等を行うことを目的として、一宮市国民健康保険運営協議会を設置しています。協議会は、被保険者を代表する委員6名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員6名、公益を代表する委員6名で組織しています。

被保険者を代表する委員のうち1名の任期が令和6年3月31日をもって満了することから、次期委員を一般から募集します。

○応募資格は次の要件をすべて満たす方です。

(1) 一宮市国民健康保険の被保険者であること。

※委嘱期間中に被保険者でなくなった場合は、その時点で委員の資格は喪失します。

(2) 令和6年4月1日現在、満18歳以上72歳未満であること。

(3) 国または地方公共団体の議員・職員、医療関係従事者でないこと。

(4) 一宮市国民健康保険税に未納がないこと。

(5) 平日の午後に開催する協議会に出席できること。

○募集人数 1名

○応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し持参するか、電子申請、電子メール、郵送のいずれかで、一宮市役所保険年金課へ提出してください。応募用紙は一宮市ウェブサイトからダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、保険年金課へご連絡ください。

○応募期間（期間内必着）

令和6年2月1日（木）から令和6年2月15日（木）まで

なお、応募用紙は返却いたしません。

○活動内容

(1) 国民健康保険について、被保険者としての意見や提言を行っていただきます。

(2) 協議会は年2～3回、平日の午後に1～2時間程度の会議を開催します。

(3) 協議会の出席については、1回につき7,400円（税控除前）の報酬をお支払いします。

○委嘱期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

○選考方法

応募者多数の場合は、公開抽選とします。

○問合せ先及び郵送での応募先

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市役所 市民健康部 保険年金課 庶務グループ

電話：0586-28-8669（直通） メール：honen@city.ichinomiya.lg.jp